

新	旧
---	---

<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">医療提供体制推進事業費補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(交付の対象事業)</p> <p>4</p> <p>(1)～(7)エ (略)</p> <p>オ 平成 21 年 3 月 30 日医政発第 0330007 号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」<u>(以下「災害医療対策事業実施要綱」という。)</u>に基づき実施する次の事業</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(キ) <u>災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業</u></p> <p><u>カ～サ (略)</u></p> <p>(8) (略)</p> <p><u>(9) 医療コンテナ活用促進事業</u></p> <p><u>災害医療対策事業実施要綱に基づき実施する医療コンテナ活用促進事業</u></p> <p>(事業者)</p> <p>5 (略)</p> <p>別表 1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>1 事業分類</th> <th>2 事業区分</th> <th>3 事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(6) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(7) 医療提供体制設</td> <td>ア (キ) 小児集中治療</td> <td>地方公共団体、地方独立</td> </tr> </tbody> </table>	1 事業分類	2 事業区分	3 事業者	(1)～(6) (略)	(略)	(略)	(7) 医療提供体制設	ア (キ) 小児集中治療	地方公共団体、地方独立	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">医療提供体制推進事業費補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(交付の対象事業)</p> <p>4</p> <p>(1)～(7)エ (略)</p> <p>オ 平成 21 年 3 月 30 日医政発第 0330007 号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」に基づき実施する次の事業</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>カ～サ (略)</u></p> <p>(8) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(事業者)</p> <p>5 (略)</p> <p>別表 1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>1 事業分類</th> <th>2 事業区分</th> <th>3 事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(6) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(7) 医療提供体制設</td> <td>ア (キ) 小児集中治療</td> <td>地方公共団体、地方独立</td> </tr> </tbody> </table>	1 事業分類	2 事業区分	3 事業者	(1)～(6) (略)	(略)	(略)	(7) 医療提供体制設	ア (キ) 小児集中治療	地方公共団体、地方独立
1 事業分類	2 事業区分	3 事業者																	
(1)～(6) (略)	(略)	(略)																	
(7) 医療提供体制設	ア (キ) 小児集中治療	地方公共団体、地方独立																	
1 事業分類	2 事業区分	3 事業者																	
(1)～(6) (略)	(略)	(略)																	
(7) 医療提供体制設	ア (キ) 小児集中治療	地方公共団体、地方独立																	

新	旧
---	---

備整備事業	室設備整備事業 イ 小児救急遠隔医療設備整備事業 エ (イ) 地域医療支援病院の共同利用部門 オ (ウ) N B C 災害・テロ対策設備整備事業 (オ) 災害拠点精神科病院等設備等整備事業 <u>(キ) 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業</u>	行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者	備整備事業	室設備整備事業 イ 小児救急遠隔医療設備整備事業 エ (イ) 地域医療支援病院の共同利用部門 オ (ウ) N B C 災害・テロ対策設備整備事業 (オ) 災害拠点精神科病院等設備等整備事業 <u>(新設)</u>	行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
	(略)	(略)		(略)	(略)
	上記(ア(キ)、イ、エ(イ)、オ(ウ)、オ(エ)、オ(オ)、オ(カ)、 <u>オ(キ)</u> 、ケ及び及びサ)以外の事業	公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者		上記(ア(キ)、イ、エ(イ)、オ(ウ)、オ(エ)、オ(オ)、オ(カ)、ケ及び及びサ)以外の事業	公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(8) (略)	(略)	(略)	(8) (略)	(略)	(略)
<u>(9) 医療コンテナ活用促進事業</u>	<u>ニ</u>	<u>地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

(注1)～(注3)略

(交付額の算定方法)

6 この統合補助金の交付額は、事業計画に記載された医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるため、都道府県に交付する

(注1)～(注3)略

(交付額の算定方法)

6 この統合補助金の交付額は、事業計画に記載された医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるため、都道府県に交付する

新	旧
<p>ものとし、次の i から ii により算出された交付基礎額の合計額（各都道府県の交付基礎額の合計額を合算した額が統合補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）とする。なお、別表 2 の第 2 欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>i 次の（1）から（<u>9</u>）により交付算定基礎額を算出する。</p> <p>（1）～（7）オ（略）</p> <p>カ 4 の（7）のエの（イ）及びサの事業 キ～ケ（略）</p> <p><u>コ 4 の（7）のオの（オ）の事業</u> <u>（ア）都道府県が実施する事業</u></p> <p><u>a 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p><u>b a により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 6 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。</u></p> <p><u>（イ）都道府県が補助する事業</u></p> <p><u>a 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p><u>b a により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p><u>c b により選定された額に第 6 欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額（b により選定された額の 2 分の 2 から 2 分の 1 の範囲内の額とする。）とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。</u></p>	<p>ものとし、次の i から ii により算出された交付基礎額の合計額（各都道府県の交付基礎額の合計額を合算した額が統合補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）とする。なお、別表 2 の第 2 欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>i 次の（1）から（<u>8</u>）により交付算定基礎額を算出する。</p> <p>（1）～（7）オ（略）</p> <p>カ 4 の（7）のエの（イ）、<u>オの（オ）</u>及びサの事業 キ～ケ（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

新	旧
<p><u>サ 4の(7)のオの(カ)の事業</u> <u>(ア)～(ウ) (略)</u></p> <p><u>シ 4の(7)のオの(キ)の事業</u> <u>(ア) 都道府県が実施する事業</u> <u>a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</u> <u>b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。</u> <u>(イ) 都道府県が補助する事業</u> <u>a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</u> <u>b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。</u></p> <p><u>ス 4の(7)のケの事業</u> <u>(ア)～(イ) (略)</u></p> <p><u>セ 4の(7)のコの事業</u> <u>(ア)～(イ) (略)</u></p> <p>(8) (略)</p>	<p><u>コ 4の(7)のオの(カ)の事業</u> <u>(ア)～(ウ) (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>サ 4の(7)のケの事業</u> <u>(ア)～(イ) (略)</u></p> <p><u>シ 4の(7)のコの事業</u> <u>(ア)～(イ) (略)</u></p> <p>(8) (略)</p>

新	旧
---	---

(9) 医療コンテナ活用促進事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ii (略)

別表2

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
(1) 救急医療 対策事業	ア～エ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	オ 小児 救命救急 センター 運営事業	<u>小児救命 救急セン ター</u>	(略)	(略)	(略)
		<u>地域小児 救命救急 センター</u>	<u>次の(1)及び(2) により算出され た額の合計額と する。</u>	<u>地域小児救命救急セ ンターの運営に必要 な給与費(職員基本 給、職員諸手当、非 常勤職員手当、社会</u>	<u>3分の1</u>

(新設)

ii (略)

別表2

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
(1) 救急医療 対策事業	ア～エ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	オ 小児 救命救急 センター 運営事業	<u>二</u>	(略)	(略)	(略)
		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

新					旧				
			<u>(1) 69,627千円</u> <u>×運営月数</u> <u>／12</u> <u>(2) 医師派遣・</u> <u>招聘を行う場</u> <u>合</u> <u>1人当たり</u> <u>4,953千円</u>	<u>保険料)、旅費、備</u> <u>品費(図書)、消耗品</u> <u>費、材料費(医薬品</u> <u>費、診療材料費、医</u> <u>療消耗器具備品費、</u> <u>給食材料費)、光熱</u> <u>水料、燃料費、医師</u> <u>派遣・招聘に係る費</u> <u>用、減価償却費</u>					
カドク ターヘリ 導入促進 事業	—	次の(1)及び (2)により算 出された額の合 計額とする。 (1) 日中飛行 分 ① ドクターヘ リ運航経費 1か所当たり ア 位置情報把 握システムを 利用している 場合 (ア) 年間飛行 時間 <u>50</u> 時間未 満 <u>273,836</u> 千 円×運営月 数／12 (イ) 年間飛行 時間 <u>50</u> 時間以 上 <u>100</u> 時間未 満 <u>281,336</u> 千 円×運営月 数／12	(略)	(略)	カドク ターヘリ 導入促進 事業	—	次の(1)及び (2)により算 出された額の合 計額とする。 (1) 日中飛行 分 ① ドクターヘ リ運航経費 1か所当たり ア 位置情報把 握システムを 利用している 場合 (ア) 年間飛行 時間 <u>200</u> 時間未 満 <u>264,937</u> 千 円×運営月 数／12 (イ) 年間飛行 時間 <u>200</u> 時間以 上 <u>300</u> 時間未 満 <u>282,096</u> 千 円×運営月 数／12	(略)	(略)

新					旧					
			(ウ) 年間飛行 時間100時間以 上150 時間未 満 <u>288,836</u> 千 円×運営月 数/12					(ウ) 年間飛行 時間300時間以 上 <u>306,154</u> 千 円×運営月 数/12		
			(エ) 年間飛行 時間150時間以 上200時間未満 <u>296,336</u> 千 円×運営月 数/12					<u>(新設)</u>		
			(オ) 年間飛行 時間200時間以 上250時間未満 <u>303,836</u> 千 円×運営月 数/12					<u>(新設)</u>		
			(カ) 年間飛行 時間250時間以 上300時間未満 <u>311,336</u> 千 円×運営月 数/12					<u>(新設)</u>		
			(キ) 年間飛行 時間300時間以 上350時間未満 <u>318,836</u> 千 円×運営月 数/12					<u>(新設)</u>		

新					旧					
			<u>(ク) 年間飛行時間350時間以上</u> <u>326,336 千円×運営月数/12</u>					<u>(新設)</u>		
			イ 位置情報把握システムを利用していない場合 (ア) 年間飛行時間 <u>50時間未滿</u> <u>272,036 千円×運営月数/12</u>					イ 位置情報把握システムを利用していない場合 (ア) 年間飛行時間 <u>200時間未滿</u> <u>263,137 千円×運営月数/12</u>		
			(イ) 年間飛行時間 <u>50時間以上100時間未滿</u> <u>279,536 千円×運営月数/12</u>					(イ) 年間飛行時間 <u>200時間以上300時間未滿</u> <u>280,296 千円×運営月数/12</u>		
			(ウ) 年間飛行時間 <u>100時間以上150時間未滿</u> <u>287,036 千円×運営月数/12</u>					(ウ) 年間飛行時間 <u>300時間以上</u> <u>304,354 千円×運営月数/12</u>		
			<u>(エ) 年間飛行時間150時間以上200時間未滿</u>					<u>(新設)</u>		

新					旧					
			<u>294,536 千</u> <u>円×運営月</u> <u>数/12</u>							
			<u>(才) 年間飛行</u> <u>時間200時間以</u> <u>上250時間未満</u> <u>302,036 千</u> <u>円×運営月</u> <u>数/12</u>							<u>(新設)</u>
			<u>(力) 年間飛行</u> <u>時間250時間以</u> <u>上300時間未満</u> <u>309,536 千</u> <u>円×運営月</u> <u>数/12</u>							<u>(新設)</u>
			<u>(キ) 年間飛行</u> <u>時間300時間以</u> <u>上350時間未満</u> <u>317,036 千</u> <u>円×運営月</u> <u>数/12</u>							<u>(新設)</u>
			<u>(ク) 年間飛行</u> <u>時間350時間以</u> <u>上</u> <u>324,536 千</u> <u>円×運営月</u> <u>数/12</u>							<u>(新設)</u>
			②～⑤ (略)							②～⑤ (略)
			(2) (略)							(2) (略)

新						旧					
	キ～ク (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		キ～ク (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ケ 救急 医療情報 センター (広域災 害・救急 医療情報 システ ム)運 営 事業	(略)	<u>事業に要した実 支出額</u>	(略)	(略)		ケ 救急 医療情報 センター (広域災 害・救急 医療情報 システ ム)運 営 事業	(略)	<u>厚生労働大臣が 必要と認めた額</u>	(略)	(略)
	コ～サ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		コ～サ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 周産期医 療対策事 業等	ア 周産 期医療対 策事業 等	周産期医 療協議会 等	次の(1)から(6) により算出され た額の合計額 とする。 (1) (略) (2) 周産期救急 情報システム 事業 <u>事業に要し た実支出額</u> (3)～(6) (略)	(略)	(略)	(2) 周産期医 療対策事 業等	ア 周産 期医療対 策事業 等	周産期医 療協議会 等	次の(1)から(6) により算出され た額の合計額 とする。 (1) (略) (2) 周産期救急 情報システム 事業 <u>厚生労働大 臣が必要と 認めた額</u> (3)～(6) (略)	(略)	(略)
		搬送コー ディネー ター	(略)	(略)	搬送コー ディネー ター			(略)	(略)	(略)	
	イ～エ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	イ～エ (略)	(略)	(略)	(略)
(3) ～(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(3) ～(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(7) 医療提供 体制設備	ア～ オ(エ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(7) 医療提供 体制設備	ア～ オ(エ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新					旧				
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--

整備事業	オ(オ)	(略)	(略)	(略)	<u>2分の1</u>
	オ(カ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>オ(キ)</u> <u>災害・感</u> <u>染症医療</u> <u>業務従事</u> <u>者派遣設</u> <u>備整備事</u> <u>業</u>	<u>医療機器</u> <u>等</u>	<u>1か所あたり</u> <u>19,224千円</u>	<u>災害・感染症医療業</u> <u>務従事者派遣に必要な</u> <u>設備の購入費</u>	<u>3分の1</u>
		<u>緊急車両</u>	<u>1か所あたり</u> <u>31,685千円</u>	<u>緊急車両(緊急車両</u> <u>に常備する携行式の</u> <u>応急用医療資器材、</u> <u>テント、発電機等設</u> <u>備及び外部給電器を</u> <u>含む。)の購入費</u>	
	カ～サ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(9)</u> <u>医療コン</u> <u>テナ活用</u> <u>促進事業</u>	<u>医療コン</u> <u>テナ活用</u> <u>促進事業</u>	<u>二</u>	<u>1か所あたり</u> <u>11,227千円</u>	<u>医療コンテナ及びコ</u> <u>ンテナに搭載する医</u> <u>療用資器材・その他</u> <u>資器材の賃借料、運</u> <u>搬・設置料、謝金</u> <u>(効果検証に必要な</u> <u>ものに限る。)</u>	<u>3分の1</u>

整備事業	オ(オ)	(略)	(略)	(略)	<u>3分の1</u>
	オ(カ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	カ～サ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

別表3

1 事業分類	2 事業区分	3 係数 a	4 係数 b
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(7) 医療提供体制 設備整備事業	ア、ウ、エ (略) オ (ア) 基幹災害拠点病院設備 整備事業 (イ) 地域災害拠点病院設備 整備事業 <u>(削除)</u>	(略)	(略)

別表3

1 事業分類	2 事業区分	3 係数 a	4 係数 b
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(7) 医療提供体制 設備整備事業	ア、ウ、エ (略) オ (ア) 基幹災害拠点病院設備 整備事業 (イ) 地域災害拠点病院設備 整備事業 <u>(オ) 災害拠点精神科病院等</u> <u>設備等整備事業</u>	(略)	(略)

新	旧
---	---

新				旧			
	ク、サ (略)				ク、サ (略)		
	イ (略)	(略)	(略)		イ (略)	(略)	(略)
(交付基礎額の下限) 7～16 (略)				(交付基礎額の下限) 7～16 (略)			
(別添1)～(別添3) (略)				(別添1)～(別添3) (略)			
第1号様式～第6号様式 (略)				第1号様式～第6号様式 (略)			